

公 示 書

「桜ノ宮合同庁舎飲食サービスの提供」に係る企画競争に関する公示

下記のとおり公示に付する。

記

1 公示に付する事項

- (1) 件 名 桜ノ宮合同庁舎飲食サービスの提供
- (2) 募集者数 飲食サービス業 1社(者)

2 目的

近畿中国森林管理局及び近畿地方環境事務所(以下「桜ノ宮合同庁舎入居官署」という。)の職場における生活の向上を図り、職員の利便性向上を考慮することにより福利厚生を増進することを目的とする。

3 基本概念

- (1) 職員のニーズへの対応
- (2) 安定的かつ継続的な飲食サービスの運営に必要な能力
- (3) 食料自給率向上への取組
- (4) 環境への配慮・公益への貢献

4 応募者の資格

- (1) 桜ノ宮合同庁舎飲食サービスの基本概念及び公募内容を理解し、庁舎内の厨房・食堂フロアを活用した飲食サービスの提供に意欲のある者であること。
なお、外部の者の飲食利用は妨げない。
- (2) 良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と3年以上の飲食サービスの提供を続けている実績を有する者であること。
- (3) 飲食サービスの提供の企画・運営のノウハウをもつ運営会社(者)であること。
- (4) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

(8) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)第6条2項2号に規定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の中の「22-3 食堂」又は「22-9 小売業務」の「判断の基準」に示す取組を行うことができる者であること。

※ 上記の基本方針の詳細については、5(2)の説明会でお知らせする。

(9) 5(2)の説明会に参加し、説明を受けた者であること。

5 応募手続き等

(1) 説明会への申し込み

企画競争に応募する者は、令和7年2月20日(木)16時30分までに次の申込先に来庁又は電話により説明会の参加の申し込みをして下さい。

【申込先及び問い合わせ】

大阪市北区天満橋1丁目8-75 桜ノ宮合同庁舎

近畿中国森林管理局経理課企画係

電話 06-6881-3453

【申込受付時間】

平日 10時00分~12時00分、13時00分~16時30分

(2) 説明会

ア 開催日時 令和7年2月21日(金)13時30分から

イ 開催場所 大阪市北区天満橋1丁目8-75 桜ノ宮合同庁舎(1F)
近畿中国森林管理局 食堂「こもれび」

(3) 提出書類

(2)の説明会において配布する「桜ノ宮合同庁舎飲食サービスの提供公募要綱」に記載する。

6 企画提案等の無効

本公示に示した企画競争に応募する資格を有しない者の企画提案書等は、無効とする。

以上、公示する。

令和7年2月3日

契約担当官

近畿中国森林管理局長 高橋 和宏